

公立はこだて未来大学情報ライブラリー時間外利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立はこだて未来大学情報ライブラリー利用規程(平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第26号)第4条に基づき、公立はこだて未来大学情報ライブラリー(以下「ライブラリー」という。)における開館時間外および休館日の利用(以下「時間外利用」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 時間外利用をすることができる者(以下「時間外利用者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 公立はこだて未来大学(以下「本学」という。)の教員(客員、特任および非常勤の教員を含む。以下同じ。)および職員(以下「教職員」という。)
- (2) 本学の学生(科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生および研修員を含む。以下同じ。)
- (3) 前2号の者以外の者で情報ライブラリー長がライブラリーの利用を許可したもの(以下「学外利用者」という。)

(時間外利用の範囲)

第3条 時間外利用の範囲は、ライブラリー内の書架に配架しているライブラリー資料(視聴覚資料を除く。)の閲覧、自動貸出返却装置による図書の貸出および返却、閲覧室の利用とする。

(利用日および利用時間)

第4条 時間外利用の利用日および利用時間は、次のとおりとする。

利 用 日		利用時間
平日	授業期間	午後6時30分～午後10時
	休業日(春期・夏期・冬期)	午後5時30分～午後10時
土曜日	授業期間・休業日	午前10時～午後7時

2 前項の規定にかかわらず、情報ライブラリー長が必要と認めたときは、

同項の利用時間および利用日を変更することができる。

3 学外利用者の利用日は平日のみ、利用時間は午後 8 時までとし、これ以外の利用は認めない。

(遵守事項)

第 5 条 時間外利用をする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公立はこだて未来大学情報ライブラリー利用規程第 16 条の館内規律に規定された事項を遵守すること

(2) 利用者本人の教職員証，学生証，情報ライブラリー利用証を使用して所定の場所から入館および退館をすること

(3) 防災および防犯に留意すること

(利用制限または停止)

第 6 条 情報ライブラリー長は、この規程に違反した利用者に対し、ライブラリーの利用または時間外利用を制限し、または一定の期間その利用を停止することができる。

(時間外利用の制限)

第 7 条 情報ライブラリー長が必要と認めたときは、この規程による時間外利用を制限することができる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、情報ライブラリー長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。